

感染症まん延対応マニュアル／災害時対応マニュアルにもとづき

緊急事態宣言が解除になるまで、政府の方針にのっとり下記の対応とします。

【目的】

- ・感染が起きた場合、感染経路が確認しやすい環境を整えるため
- ・感染リスクを事業部で徹底して減らすため

【実施方法】

- ① 土曜日の営業を中止します（期間：2021年1月16日～ 緊急事態宣言解除の日の翌日まで）
- ② ご利用は、「基本のご利用曜日の利用」を原則とします
- ③ 面談、家庭訪問、事業所訪問は原則「ZOOM」（オンラインシステム）とします
- ④ 職員の時間在宅勤務（9：00～12：30）を実施します

【その他】「感染症まん延防止マニュアル」に加え、以下の場合、**ご連絡の上ご利用を一時中止してください**

- ・同居の家族に感染疑いが出た場合（PCR検査によって、陰性が確定されたらご利用ください）
- ・利用したショートステイの事業所で感染が起きた場合（事業所から、「濃厚接触ではない」と連絡後ご利用ください）
- ・学校で感染が出た場合（「登校再開」の連絡がきたら、ご利用ください）

ただし、感染状況や神奈川県・横浜市からの指示により変更する場合があります。

感染拡大を食い止めるために、ご協力をお願い申し上げます。